

○ 余暇時間の充実

以前は得意な貼り絵を職員にプレゼントしていたが

【再訓練に向けての訓練スタート】

特別判定委員会の答申に基づき、再訓練が決定。3か月程度の訓練メニューを作成。

数十回に及ぶ特別指導（謹慎・反省・楽しみの制約中心）で効果が出ていないので、考え方を試してみる。他の利用者と同じ基本訓練に加え、レターカウセリングを用いたキーパーソン・職員との信頼関係の確立、余暇活動の充実、友達づくりを目指す。

【再訓練のポイント】

○ キーパーソンによる支援

本人が信頼できるキーパーソンを軸とした支援を目指す。

本人に信頼できる職員、利用者をあげてもらう。職員は7名（男性職員4名、女性職員3名）の中から元援護施設長の女性職員に、月1回のカウセリングを担当してもらうことにする。利用者はNPO 法人障がい者後見・支援センター「あんしん家族」（家族や保護者に恵まれない高齢・障がい者を対象に、保護者や後見人の相談を主

今は余暇を有効に活用していない。

として、地域で安心して暮らしていくための事業を行う）のリーダーの男性に、月1回の面会をお願いした。

また、本人と同じ日中の行動を日中担当職員が共に行動し、職員が本人と同じメニューを行うことで信頼関係を作り、本人の口から将来に対しての不安や本心を言えるような関係作りを目指す。

○ 結婚推進室「ぶ〜け」の活用

平成18年頃より結婚推進室「ぶ〜け」（愛する異性との暮らしにスポットをあて、結婚生活を積極的に進めていくために平成15年に設置された。登録制になっており、お世話の大好きなグループホームの世話人5名が、「出会い」から「結婚」までをサポートする）で、利用者の女性との交際を進めている。本人も将来的には二人暮らしを希望しており、次への希望を抱き、精神的にも安定する意味で、交際相手との文通も訓練の柱とした。待っている人がいるということが更生への力になる様に、交際相手に手紙を出すことを目指し、字の練習を開始する。本人の誕生日である8月8日には相手より手紙が届き、代筆で返事を出した。

【個別支援計画】

ニーズ(解決すべき課題)	支援目標	サービス内容	頻度・時間	目標達成時期
キーパーソンがいない。信頼できる人がいないため、相談できない。	キーパーソンとの関係作り	・女性職員(元施設長)をキーパーソンとして定期的にカウセリングを実施 ・生活介護への奉仕活動を組み込む中で、別の男性職員との関わりも設ける ・友人として「あんしん家族」リーダーとの面談(励まし)	月1回(月末)	特別指導期間後も継続して、行っていく
訓練期間や内容を理解できず希望を持たず、問題行動を繰り返してしまう傾向がある	段階的なトレーニングプログラムを設定し、本人に開示する	本人へプランの提示 訓練を段階的に設定し、厳しい訓練の中に、徐々に本人の得意なことを組み込んでいく(貼り絵、陸上、サッカー、和太鼓)	毎日 9月～余暇的活動を組み込む	10月 余暇活動は期間後も継続
余暇活動を持て余し、問題行動を行ってしまう。	集中できる余暇を見つける	就労の場の検討が必要	月1回 9月～ 就業・生活支援センター、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労移行支援、移行予定先ケアホーム	10月～ 就労支援
作業性は高いが、支援が薄くなると、盗癖が出る(就労の場が限られてくる)	就労の場の検討が必要	就労の場の検討会を開催する	月1回 9月～ 就業・生活支援センター、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労移行支援、移行予定先ケアホーム	10月～ 就労支援
パートナー生活がしたい お付き合いしている人も本人を心配してくれている	自分を心配している人がいることを実感する	本人からの手紙 (手紙が書けるように練習する) 手紙や差し入れなどの依頼	8月:手紙を書く 9月～手紙を書く	ぶ〜けへ期間後も支援依頼
衝動性が高い	医療によるアプローチの有効性を探る	医療機関(精神科)	月1回	

○ 余暇活動の充実

余暇時間を充実させることで、心の安定を図り、意欲的な生活を送る。和太鼓、サッカークラブ、貼り紙、陸上という4つの余暇活動から選択して「楽しみ」を趣味とすることを旨とする。スポーツ、貼り紙は得意であり、認められ、賞賛されることにより自信回復につながる。

○ 欲望を抑える

精神面の強化は通常の基本訓練を通じて行う。再訓練開始1か月間は購買部（「あいりん」は原則として休日の外出は禁止している。お菓子やジュース等の嗜好品は職員が買出しに出かけ、「購買部」として販売している）への参加も控えるが、1か月後からは参加し、決められた範囲内で飲食物（菓子類）を抑える様に支援する。（窃盗の理由が、菓子・ジュース目的が多い）

【自分が起こした問題の正しい理解（何が悪かったのか）】
基本訓練に加え、盗癖に対する特別訓練を実施する。

○ 警察による特別指導

警察に協力していただき、盗癖に対する特別指導を行う。取調べ室に警察官と1:1で入り、警察官が名前と生年月日を尋ね、次に悪い事をしたらどの誰か分かるからすぐに留置所へ入ると意識付けていただく。本人は警察署が始めてだったこともあり、神妙にしていた。

【本人の様子】

再訓練をはじめ警察の方から特別指導や、今回起こした問題行動がどの位の懲役になり、どの位の罰金を払わないといけないのか等を説明したりする中で、本人の口から「これが最後のチャンスかな」などの言葉が聞かれ、今まで以上に本人の心に響く支援が出来たのではないかなと思われる。

生活の余暇の時間に文字の練習をしているが、思ったよりも本人の文字を書く力が低く、文字を理解するのに時間がかかってしまい、手紙を書くというプランが遅れている状況である。

「あんしん家族」のリーダーが面会、励ましに来てくれた時には、涙を流して話を聞いていた。余暇活動は陸上クラブに参加している。

⑥ 再訓練のまとめ

社会のルールを守れずに地域生活から逸脱してしまった人のセーフティネットとして再訓練は重要な役割を果たした。

地域移行を推進し「ふつうの場所で愛する人との暮らし」を目指す一方では、（普通の人と同じく）社会のルールを侵した場合は、それ相当の適切な対応を行うこと、受けることが事業者・利用者の責務となる。

「再訓練事業」については以下の通りまとめられる。

a. 自立訓練（生活訓練）の新しい機能として

再訓練を実施する中で「ワークトレーニングセンター あいりん」の機能も徐々に整理され、現在再訓練は、「自立訓練（生活訓練）わーく・みずほ」の機能として確立されてきた。

即ち、地域移行に向けての自立訓練（生活訓練）には、再訓練機能も含まれると考えられる。最長でも2年間の生活訓練という事業目的にも合致するのではないかな。

また、再訓練のシステムも整備され、多くの協力体制のもとで実施できており、訓練内容もただ反省や償いの指導のみならず、長所を伸ばし自信回復を目標としたり、SSTやピアカウンセリングを取り入れたり少しずつ幅が広がってきた。

b. 再訓練のあり方

実績からも明らかな通り対象者は、家族に恵まれない人がとても多いため、「信頼できる人がいない」「誰も心配してくれない」という孤独感をもっている人が多い。その結果自暴自棄となり、なかなか希望を抱けない、前向きに考えられないという傾向になりがちである。「大切な人」「仲間」を探し、こころの安心・充足感を図ることがまず大切になる。

職員には心を開けない場合でも、同じ障害のある仲間や先輩には本心を話せる場合がある。

職員の姿勢としては、まずどのような問題を起こした利用者であっても、問題行動から見ののではなく、人として地域で生活していく上での「つらさ」「大変さ」を理解しようとするのが大切なのは言うまでもない。

「ルールや規則は守るべきもの」という厳しい姿勢と共に、「どんなに悪いことが起こっても決して見放さない。あきらめない。信じ続ける」という深い思いが必要になる。

c. 外部の専門家の協力によるチーム支援

再訓練にあたってはチーム支援の中で役割分担することも必要になる。

再訓練はあくまで個別支援になるため、支援計画の作成・実施においては、一人ひとりの課題、問題の背景ばかりにとらわれず、長所・優れている点に注目し自信回

復を図ることも必要になる。趣味やサークル活動などで活躍の舞台を整えることも大切な支援となる。

犯罪についての学習、性教育、SST等の指導については、外部講師に依頼し、全てを職員のみで完結するのではなくできるだけ多くの人に参画してもらうことが大切になる。

d. 地域生活の豊かさ・幸せが反社会的行為の防止に

福祉的なセーフティネットとして「再訓練」が必要になり、社会のルールを侵してしまった人たちに適切な対応を行うことが、地域移行を願う事業者の当然の責務といえる。

しかし、再訓練を利用する人達は、本人の持つ障害特性に加え、生育歴・家族環境に恵まれない人たちが非常に多く、環境による要因も否めない。また、愛する人との暮らしをしている人が再訓練の対象になってしまうこともあるが、待っていてくれる人が「いる」「いない」では再訓練に臨む気持ちが大きく違ってくる。

待っていてくれる人、大切に思う人の存在が再訓練に大きく影響してくる。ふるさと、家族を思う気持ちを大切にし、愛する人との暮らしを実現すること、つまり一人ひとりの幸せを追求することが、結果として反社会的問題行動を防止することにつながると考えられる。

再訓練を利用している一人ひとりはとても心優しく、人との関わりを求める愛らしい人達である。また感心な程に再訓練に真剣に向き合っている。それだけ、「地域での暮らしに再び戻りたい」という強い思いの表れだと感じる。この方々の心の寂しさ、空虚感を埋められることが出来るパートナーとの出会い、幸せな暮らしの実現のためにも、再訓練の充実に努めたい。

(研究協力者：阿部百合子)

D. 考察

執行猶予や微罪処分の者に対しては、矯正施設への入所にかわり、何らかのトレーニングの必要が求められる場合がある。

また、このような福祉的支援の存在は、裁判においても執行猶予や微罪処分につながると弁護士サイドからも注目されている。

「触法障害者・社会内指導訓練事業」(仮称)を制度化しその役割を確立することは、触法・被疑者となった高齢・障害者への処遇や支援において大きな役割を果たすと考えられる。

E. 結論

PFI 刑務所において、福祉との連携をさらに推し進め、より充実した知的障害者の処遇プログラムを確立することは勿論であるが、矯正施設に至るのを防ぐための「地域社会内訓練事業」(仮称)の重要性が浮き彫りになってきた。

しかし制度化にあたっては第二の入所施設となることを防ぎ、人権擁護の観点からも、訓練の始めと終わりに再訓練の必要性や中身を検討するオンブズマンセンターの充実や、事業の委託先について等のより詳細な検討が必要である。

F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

G. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

なし

